

新潟監 第 567 号  
平成30年 3月20日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会  
代表者 様

新潟市長 篠田 昭  
(担当:福祉部福祉監査課)



指導監査及び実地指導の結果について(通知)

先に実施した指導監査及び実地指導の結果について、別紙のとおり通知します。  
改善報告を求める事項については、改善結果を平成30年4月20日までに別紙「改善  
状況報告書」に記入のうえ提出してください。なお、期日までに改善が見込まれない事  
項については、改善計画書(様式任意)を提出してください。  
また、改善報告を求める事項及びその改善結果については、指導年度の翌年度9月  
末までに新潟市ホームページで公開することとしておりますので、ご承知おきください。

1 対象	障害者支援施設	新潟みずほ園
	社会福祉法人	新潟みずほ福祉会
	生活介護	新潟みずほ園
	短期入所	新潟みずほ園

2 指導監査日 平成30年1月16日

【担当】  
福祉監査課 本田  
〒951-8550  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
TEL 025-226-1182 FAX 025-225-6304

## (別紙)

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	報告を 求める 事項 (文書 指摘)	報告 を 求め ない 事項 (口頭 指摘)	指摘 対象	指 摘 事 項 等
平成30年1月16日	障害者支援施設	新潟みずほ園	○		法人	定款変更について、評議員会で決議されていますが、社会福祉法第31条に基づき、所轄庁の認可を受けて定款変更を行ってください。
9:30～16:00	社会福祉法人	新潟みずほ福祉会	○		法人	理事会の欠席が2回続いている理事、監事がありますが、社会福祉法人審査基準第3の1の(3)に基づき、実際の法人運営に参加するため、欠席が続かないようにしてください。
実地	生活介護	新潟みずほ園	○		法人	役員、評議員について欠格事由の該当の有無を確認していることですが、履歴書等で確認できませんでした。平成29年4月27日社援発0427第1号社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、確認した旨記録を残してください。
	短期入所	新潟みずほ園	○		法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行ったことが確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び第45条の14第5項に基づき議事録等に記録を残してください。
			○		法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。
			○		会計	経理規程に定める金額を超える契約については、原則として競争入札により契約相手先を決定してください。

## 改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名

法人又は施設等の名称 ( )  
 報告書の記入担当者 ( Ⅲ : )  
 指導監査年月日 年 月 日

代表者

Ⓢ

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善(完了)年月日
(※結果通知の指摘事項を記入してください。)			

(注) 1 改善(完了)年月日について必ず記載してください。

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善(完了)予定年月日を記載してください。

2 改善状況を確認できる資料を添付してください。

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況が確認できる資料を送付してください。

3 改善状況が2ページ以上に及ぶ場合は、代表者の確認印は1ページ目だけで結構です。

## 改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人又は施設長の名称 ( 社会福祉法人新潟みずほ福祉会 )

法人名 社会福祉法人新潟みずほ福祉会

報告書の記入担当者 ( 常務理事 川村雅代 TEL:262-0155 )

代表者 理事長 和田晋弥

指導監査日

平成30年1月16日



(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善 (完了) 年月日
定款の変更について、評議員会で決議されていますが、社会福祉法第31条に基づき、所轄庁の認可を受けて定款変更を行ってください。	書類は事前に作成してあったが、新制度への対応のなかで提出を忘れてしまっていた。	監査の事前準備の中で提出していないことに気づきH30.1.11に定款変更の書類を提出した。	平成30年2月14日に認可を終えました。HPに公表済みです。
理事会の欠席が2回続いている理事、監事がありますが、社会福祉法人審査基準第3の1の(3)に基づき、実際の法人運営に参加するため、欠席が続かないようにしてください。	会議の際に次回開催日を伝えているが、直前になって緊急の仕事が入り欠席が重なった。	6月1日開催予定の理事会で再度要請を行います。	
役員、評議員について欠格事由の該当の有無を確認できませんでした。平成29年4月27日社援発0427第1号社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導ガイドライン)に基づき、確認した旨の記録を残してください。	認識不足により確認及び記録を怠ってしまいました。	欠格事由等の確認書を取り記録に残しました。	平成30年4月13日、全員の提出が完了しました。
評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行ったことが確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び第45条の14第5項に基づき議事録等に記録を残してください。	認識不足により確認及び記録を怠ってしまいました。	平成30年3月開催の理事会から特別の利害関係人が決議に加わっていないことを確認し、記録に残しました。	平成30年3月23日開催の理事会において確認をしました。 今後も忘れずに確認を行い、記録に残していきます。
監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	認識不足により確認及び記録を怠ってしまいました。	2名の監事から同意を得ました。	平成30年4月13日、監事選任における監事の同意書の提出が完了しました。 平成30年6月の評議員会に報告します。